

# 「粉じん作業従事者特別教育」開催のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部

事業者は、特定粉じん発生箇所(粉じん障害防止規則別表第2参照)における業務(以下「特定粉じん作業」という)に労働者を常時(注1)従事させるときは、該当する全ての労働者に対し、労働安全衛生法第59条第3項、粉じん障害防止規則第22条の規定により、当該従事者に対し粉じんの有害性等について特別教育を行うよう義務付けられています。(注1:「常時」とは連続等以外に短時間作業であっても、繰り返し従事する場合なども該当しますのでご留意ください。)

ご承知のとおり、粉じんの吸引により、じん肺症に罹患する等の問題があり、適正な労働衛生管理が強く求められております。

つきましては、今般、当協会東部支部が事業者に代わって、下記により標記の特別教育を実施することにしましたので、企業のコンプライアンスはもとより、適正な労働衛生管理の観点から、関係労働者をもれなく受講させていただきますようご案内申し上げます。

## 記

1 日 時 令和元年7月18日(木) 8:50~14:30

2 場 所 鳥取市若葉台南1丁目17 (一社)鳥取県労働基準協会 2階

3 受講対象者

アーク溶接業務、ショットブラスト等業務、グラインダー取り扱い作業等であつて特定粉じん作業等に従事する者

(特定粉じんには該当しないものの他の粉じん発散源にかかる作業従事者についても、労働衛生管理の観点から積極的な受講を検討してください。)

4 日 程

科 目	時 間	講 師
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	8:50~9:50 (1時間)	作業環境測定士 労働衛生コンサルタント
作業場の管理	10:00~11:00 (1時間)	
粉じんに係る疾病及び健康管理	11:10~12:10 (1時間)	
呼吸用保護具の使用の方法	13:00~13:30 (30分)	米田 明真 氏
関係法令	13:30~14:30 (1時間)	

## 5 受講料

協会員 1人 7,000円、 非協会員 1人 9,000円

\*受講料にはテキスト代 648 円、及び消費税を含みます。

## 6 申込方法

令和元年7月10日(水)までに、別紙の受講申込書に受講料を添えて当協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17番地)へ申し込み下さい。

郵送又はFAX(0857-52-5061)による申し込みでも受け付けますが、その場合も受講料は令和元年7月10日までに下記の銀行口座に振込みいただくか現金書留での送付をお願いします。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204

名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

## 7 その他

(1)「特別教育等受講者記録」または「特別教育・能力向上教育等受講証」をお持ちの事業場は、当日、受付の際に渡して下さい。

(2)受講者の皆様には、教育修了後に修了証を交付します。

(3)受講申込み後の取消しについては、募集締切日の令和元年7月10日までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんのでご了承下さい。当日の欠席についても同様ですのでご了承ください。

(4)受講票、受講受付票などは発行していません。申込まれた受講者は、当協会から連絡のない限り受講当日、直接会場にお越しください。

(5)講習会場周辺には、食事出来る店舗が多くありませんので、予めご準備いただくなどの対応をお勧めします。

(6)受講される方は右地図の当会館駐車場「P」をご利用ください。当会館駐車場は約30台駐車できますが、この駐車場が満車の場合に限って下地図の「P1」、「P2」駐車場をご利用ください。

特別教育等受講者記録

事業所名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

一般社団法人 鳥取県労働基準協会東部支部  
〒689-1112 鳥取市若葉台南1丁目17番地  
電話(0857)52-5060



( 本教育の照会先電話番号 0857-52-5060 )

## [参考] 粉じん業務の解説 ( 粉じん障害防止規則 別表第2 )

【特定粉じん発生源】とは、下記の各号に該当する箇所をいいます。

【特定粉じん作業】とは、粉じん作業のうち粉じん発生源が、「特定粉じん発生源」である作業をいい、作業従事者に対して「特別教育」を行わなければなりません。

- 1号 坑内において、鉱物等を動力（削岩機、パワーショベル、ドラグショベル、ボーリングマシン等）により掘削する箇所
- 2号 坑内において、鉱物等を動力（手持式動力工具によるものを除く）により破碎し、粉碎し、又はふるいわけする箇所
- 3号 坑内において、鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
- 4号 坑内において、鉱物等をコンベアー（ポータブルコンベアーを除く）へ積み込み、又はコンベアーから積み卸す箇所
- 5号 屋内において、岩石又は鉱物を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものは除く）により裁断し、彫り又は仕上げする箇所
- 6号 屋内において、研ま材の吹付け（サンドブラスト、ショットブラスト等の作業）により研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
- 7号 屋内において、研ま材（※と石、研ま布紙、バフ研ま材等）を用いて動力（手持式グラインダーやスインググラインダー等手持ち式又は可搬式動力加工工具によるものを除く）により岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくははばり取りし、又は、金属を裁断する箇所
- 8号 屋内において、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く）により破碎、粉碎し、又はふるいわけする箇所
- 9号 屋内において、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所
- 10号 屋内において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所
- 11号 屋内の、ガラス、ほうろう、陶磁器、耐火物、珪藻土製品、研磨材、炭素製品を製造する工程において、原料を混合する箇所
- 12号 屋内の、耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、原料（湿潤なものを除く）を動力により成形する箇所
- 13号 屋内の、陶磁器、耐火物、珪藻土、研磨材、炭素製品を製造する工程において、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く）により仕上げる箇所
- 14号 屋内の、砂型を用いて鋳物を製造する工程において、型ばらし装置（※シェイクアウトマシン、ノックアウトマシン）を用いて砂型を壊し、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所
- 15号 屋内において、金属を溶射する作業のうち、手持式溶射機を用いなくて金属を溶射する箇所（固定設備による場合）

※ 粉じん作業特別教育が必要な作業に該当するか等、当特別教育についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

